

患者相談部会の役割

東北がんネットワーク
がん患者相談室専門委員会
藤谷恒明

国のがん対策の推移

- 昭和59年 対がん10か年総合戦略
- 平成 6年 がん克服新10か年戦略
- 平成13年 地域がん診療拠点病院制度
- 平成16年 第3次対がん10か年総合戦略
- 平成17年 がん対策推進アクションプラン2005
- 平成18年 がん診療連携拠点病院制度の改定
がん相談支援センターの誕生
がん対策基本法の成立
国立がんセンターがん対策情報センターの発足
- 平成19年 第1期がん対策推進基本計画
- 平成24年 第2期がん対策推進基本計画
- 平成26年 がん診療連携拠点病院等の整備について(現指針)
IV 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について

IV 都道府県がん診療連携拠点病院の 指定要件について

都道府県拠点病院※¹は、当該都道府県におけるがん診療の向上及びがん診療連携協力体制の構築、PDCAサイクルの確保に関し中心的な役割を担い、……次の要件を満たすこと。

(1～5から抜粋)

1 都道府県における診療機能強化に向けた要件

(4) 都道府県協議会※²を設置し、当該協議会は、当該都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発信を行うとともに、診療の質向上につながる取組に関して検討し、実践するため、次に掲げる事項を行うこと。

都道府県拠点病院※¹：各県の県がん診療連携拠点病院

都道府県協議会※²：各県のがん診療連携協議会

都道府県協議会が行うこと

都道府県協議会は、……次に掲げる事項を行うこと。

(①～⑩から抜粋)

- ②都道府県のがん診療連携拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の実績などを共有すること(…**相談支援の内容別実績**…)
- ③当該都道府県におけるがん診療及び**相談支援の提供**における連携協力体制について検討すること。
- ⑧当該都道府県内の医療機関における診療、緩和ケア外来、**相談支援センター**、セカンドオピニオン、患者サロン、患者支援団体、在宅医療等のアクセスについて情報を集約し医療機関で共有するとともに冊子やホームページなどでわかりやすく広報すること。

都道府県協議会が行うこと

- ⑨国協議会※と体系的な連携体制を構築すること。
- ⑩国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での決定事項が確実に都道府県内で共有される体制を整備すること。

国協議会※ : 都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会

都道府県がん診療連携協議会の活動

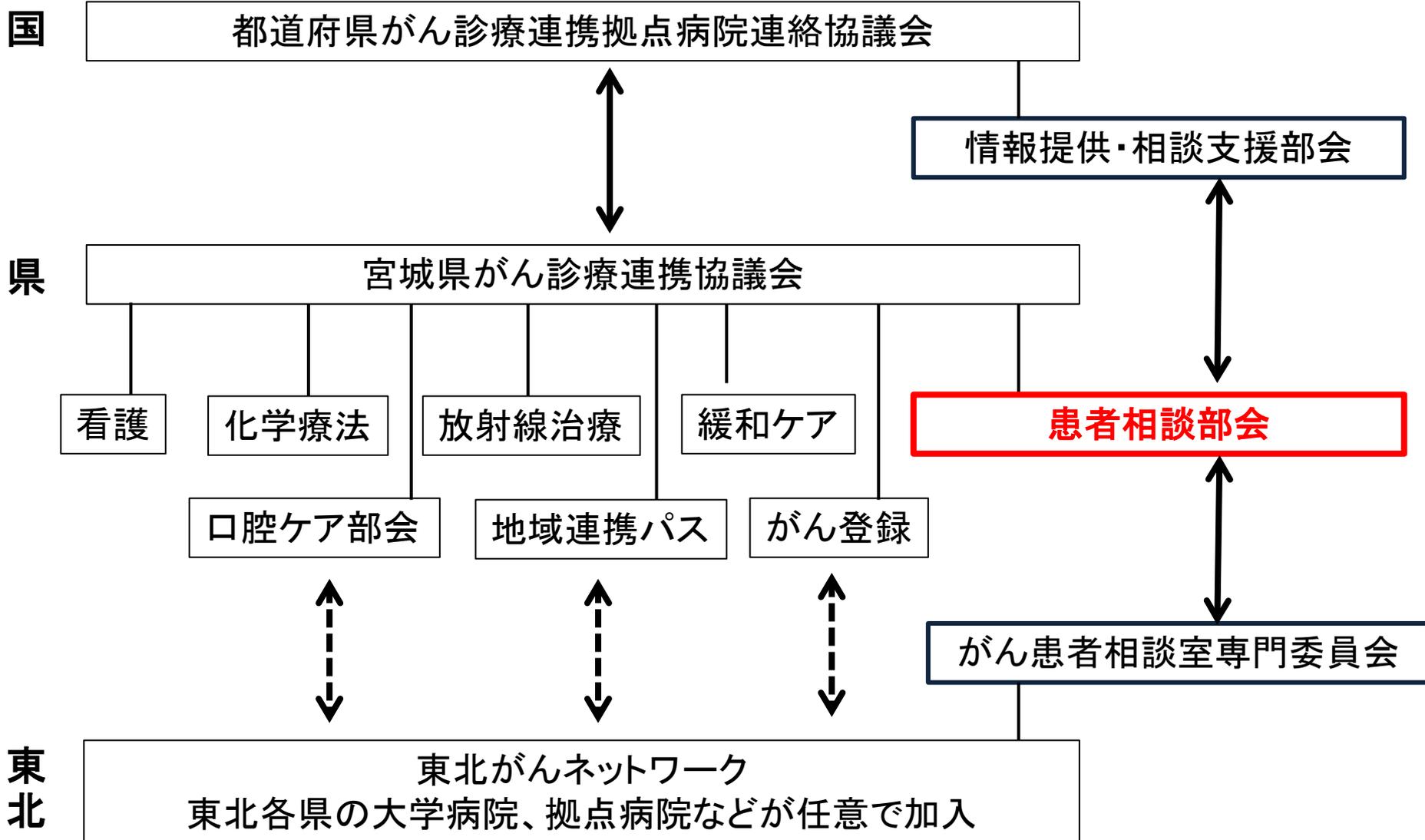
(宮城県の場合、宮城県公式ウェブサイトより)

各分野の課題の検討や情報交換等を行うために、9つの部会及び委員会を設置しています。

1. 化学療法部会
2. 放射線治療部会
3. 緩和ケア部会
4. がん登録部会
5. 地域連携パス部会
6. **患者相談部会**
7. 口腔ケア部会
8. 看護部会
9. がん診療提供体制検討委員会

患者相談部会を取り巻く組織

宮城県の場合



患者相談部会の組織 (宮城県の場合)

宮城県がん診療連携協議会
(事務局: 東北大学病院)

患者相談部会

県拠点病院 2施設 東北大学病院、県立がんセンター
地域拠点病院 5施設 大崎市民病院、石巻赤十字病院、東北労災病院
仙台医療センター、みやぎ県南中核病院
宮城県 疾病・感染症対策室

実務者会議

県内各病院
相談室

県内各病院
相談室

県内各病院
相談室

まとめ

- 平成18年に「がん対策基本法」が成立し、国立がんセンターにがん対策情報センターが発足、がん相談支援センターが誕生した。
- 平成24年に第2期がん対策推進基本計画が作成され、平成26年に現指針の「がん診療連携拠点病院等の整備について」が示された。
- 現指針では、県診療連携拠点病院内の県協議会は、県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析、発信等を行うこととされている。
- 相談支援関連では、相談支援の実績を共有すること、相談支援の提供で連携協力体制を検討すること、県内の医療機関における診療、相談支援センター、セカンドオピニオン、患者サロン等の様々な情報を集約し、医療機関で共有するとともに冊子やホームページなど広報することとされている。
- これらを受け、県協議会に設置された「患者相談部会」で指針に示された様々な活動を行っている。
- 東北がんネットワークでは、「がん相談室専門委員会」を設置し、東北の参加施設の相談員の交流とスキルアップを図っている。